

令和  
3年度

## 保育園などの入園申し込み

☎子ども育成課(市役所4階45番窓口) ☎内線2732

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、申込書は郵送のみで受け付けます。

人 保護者の就労などで3年4月から入・転園を希望する方(2年度の入園を待機中の方を含む)

※これから生まれるお子さんは、3年2月3日(水)までに生まれた方が対象です。

申 11月10日(火)(消印有効)までに必要書類を「〒181-8555子ども育成課」へ

入園案内は同課、市政窓口、認可保育園、のびのびひろば、すくすくひろば、みたか子育てねっとホームページ [HP https://www.kosodate.mitaka.ne.jp/](https://www.kosodate.mitaka.ne.jp/) で入手できます。

### 市外の保育園の申し込みも、受け付けは三鷹市です

申 入園を希望する自治体の締め切り日の10日前までに同課へ

※必要書類など、詳しくは申込先の自治体にご確認ください。

### 障がいや医療的ケアなど特別な配慮を必要とするお子さんの保育(ケアプラス保育)の入園申し込み

申 10月26日(月)～30日(金)に直接同課へ(郵送は原則不可)

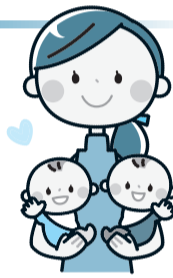
※詳しくは入園案内、市ホームページをご覧ください。

### 幼稚園型認定こども園三鷹台幼稚園の保育認定枠への申し込み

入園申し込みは三鷹台幼稚園で受け付けます。詳しくは、同課、同園で配布している入園案内をご覧ください。

申 11月1日(日)に必要書類を同園(井の頭2-13-20)へ

## 10月1日 スタート ふたご家庭支援事業をご活用ください



☎ふたご家庭サポーターの派遣=子ども家庭支援センターりぼん ☎40-5925、ふたご家庭の移動支援=健康推進課 ☎内線4227

### 「ふたご家庭サポーター」を派遣します

市の講習を修了した「ふたご家庭サポーター」が、家事や育児、外出をサポートします。

日 午前8時～午後7時(1日4時間以内。年末年始を除く)

人 三鷹市に住民登録があり、3歳未満の多胎児がいる世帯

¥ 1時間500円(別途サポーターの交通費)

申 直接または電話で同センター(教育センター2階) ☎40-5925へ

### ふたご家庭の移動を支援します

乳幼児健診や定期予防接種などで外出の際、タクシー乗車に利用できる商品券を配布します。

◆配布額 1世帯24,000円(年間)

人 三鷹市に住民登録があり、3歳未満の多胎児がいる世帯。対象者には案内を郵送し、保健師や助産師による面接後に商品券を配布します。

申 面接を受ける場合は平日午前9時～午後5時に同課 ☎内線4227へ

令和3年度

## 子ども発達支援センター くるみ幼児園の入園申し込み

☎同センター ☎45-1122

障がいのあるお子さんや発達に課題のあるお子さんを対象に、発達段階に合わせた療育を行います。

人 障がいや発達に課題があり、小集団での療育が可能な市内の2歳～就学前のお子さん若干名

◆利用時間 平日午前9時15分～午後2時

◆利用料

世帯の所得税額の区分に応じて算出される児童発達支援事業利用者負担額の支払いが必要です(そのほか、給食費などの実費負担あり)。

申 10月26日(月)～30日(金)(必着)に申込書(市ホームページで入手)を直接または郵送で「〒181-0004新川6-37-1子ども発達支援センター」(元気創造プラザ1階)へ

## 学童保育所の入所申し込み

☎児童青少年課(市役所4階41番窓口) ☎内線2713

保護者の就労などのため、放課後など(午後6時まで、延長は7時まで)の育成を必要とする児童が対象です。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、提出方法を対面から原則として郵送に変更します(対面での提出も可)。

人 3年4月に新小学1～3年生になるお子さん

※市内学童保育所に在籍中で、4月以降も引き続き入所を希望する方も申し込みが必要です。

申 11月23日(月・祝)(消印有効)までに必要書類を「〒181-8555児童青少年課」(継続の方は入所している学童保育所)へ。対面での提出は11月17日(火)～23日午前9時30分～午後4時に第二庁舎4階へ(土・日曜日、祝日も受け付け)

### 障がいのあるお子さんの入所申し込み

人 3年4月に新小学1～4年生になるお子さんで、学童保育所での集団生活が可能な方

申 11月1日(日)(消印有効)までに必要書類を「〒181-8555児童青少年課」(継続の方は入所している学童保育所)へ。対面での提出は10月28日(水)～30日(金)午前9時～午後5時、31日(土)・11月1日午前9時～正午に同課へ

入所案内は10月上旬から市ホームページのほか、同課、市政窓口、市内保育園・幼稚園、学童保育所、三鷹市社会福祉協議会、のびのびひろば、すくすくひろばなどで配布します。

## ペアレント・メンター 相談会

☎障がい者支援課 ☎内線2657

「専門機関や医療機関の相談を考えているけど、どうしたらいいの?」と悩んでいる保護者のみなさんを対象に、発達障がい児(者)の子育てをしてきた親(ペアレント・メンター)が、その経験を生かしてお話を伺います。

日 ①個別相談会=10月8日、11月12日、12月10日、令和3年1月14日、2月18日、3月11日の木曜日午前9時30分～10時30分、11時～正午、②グループ相談会(交流会)=10月28日(「通常の学級」在籍の子ども)、11月18日(「親」が楽になるために)、12月16日(「学校が苦手」な子ども)、3年1月20日(「女の子」ならではの悩み)、2月24日(「通常の学級」在籍の子ども)、3月24日(「親」が楽になるために)の水曜日午前10時～正午

人 各日①2人(1回1人)、②8人

所 三鷹市公会堂さんさん館ほか

申 必要事項(11面参照)を(一社)発達障がいファミリーサポートMarble FAX 76-2720・✉marble.soudan@gmail.comへ(先着制)

## 保育所等訪問支援を利用する お子さんを募集

☎子ども発達支援センター ☎45-1122

同センターの訪問支援員が、保育所、幼稚園などを訪問し、障がいのあるお子さんの集団生活を支援します。

日 令和3年4～9月

人 保育所、幼稚園などに在園し、専門支援を必要とする障がいのあるお子さん若干名

申 10月26日(月)～30日(金)(必着)に申請書(市ホームページで入手)を直接または郵送で「〒181-0004新川6-37-1子ども発達支援センター」(元気創造プラザ1階)へ